

## 津奈木町空き家家財道具処分等補助金要綱

津奈木町告示第51号

平成30年9月27日

改正 令和3年 2月26日

### (目的)

第1条 この要綱は、本町への移住・定住を促進するとともに、空き家の有効活用を図るため、空き家の家財道具の処分等を行う者に対し、予算の範囲内で、その費用の一部を補助する津奈木町空き家家財道具処分等補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録空き家 津奈木町空き家バンク設置要綱(平成29年告示第32号)第4条第2項の規定により津奈木町空き家バンク登録台帳に登録された建物をいう。
- (2) 所有者等 登録空き家に係る所有権又はその他の売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する個人をいう。

### (補助対象物件)

第3条 補助金の対象となる空き家(以下「補助対象物件」という。)は、登録空き家であること。

- 2 この要綱による補助金の交付を受けた日から起算して引き続き3年間、補助対象物件を津奈木町空き家バンクへ登録が可能な空き家であること。ただし、当該3年を迎える日までに第三者と売買又は賃貸借契約を締結することとなった場合はこの限りではない。
- 3 この要綱による補助金の交付は、同一の補助対象物件に対し、1回を限度とする。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、本町の町税を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、所有者等が3親等以内の親族又はこれと同等と認められる者に売却又は賃貸する場合は対象としない。

- (1) 登録空き家の所有者等
  - (2) 登録空き家に売買又は賃貸借契約により入居することが決定した者(以下、「入居(予定)者」という。)で、所有者等から補助対象事業の実施について委任を受けた者
- 2 前項第2号に規定する者の場合は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 補助金の交付を受けた日から起算して引き続き本町に5年以上定住しようとする者
  - (2) 津奈木町空き家バンク設置要綱第7条第2号に規定する利用登録者(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象物件の家財道具の処分など環境整備を行う事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は前条に掲げる事業の実施に要する経費として次の各号に掲げるものとする。

- (1) ごみの処分に要する経費
- (2) 特定家庭用機器商品化法(家電リサイクル法)により指定された家電製の処分に要する経費
- (3) 家財の移設に要する経費
- (4) 敷地内の樹木伐採・草刈等に要する経費
- (5) 登録空き家内の清掃に要する経費
- (6) その他町長が必要と認める経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、売買又は賃貸借契約を締結した登録空き家の場合、補助対象経費の10分の10に相当する金額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額。)とする。ただし、補助金の額が30万円を超えるときは、30万円を限度額とする。

2 売買又は賃貸借契約を締結していない登録空き家の場合、補助対象経費の10分の10に相当する金額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額。)とする。ただし、補助金の額が10万円を超えるときは、10万円を限度額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、津奈木町空き家家財道具処分等補助金交付申請書(様式第1号)に次の必要書類を添えて、町長に届け出なければならない。

- (1) 売買又は賃貸借契約を締結している場合は、契約書の写し
- (2) 津奈木町空き家家財道具処分等事業内容明細書(様式第2号)
- (3) 家財道具処分等に係る見積書の写し
- (4) 家財道具処分等前の写真
- (5) 申請者が入居(予定)者の場合、所有者等から補助対象事業の実施について委任されたことがわかる書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による補助金の申請があったときは、内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、津奈木町空き家家財道具処分等補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、申請者へ通知するものとする。

(交付決定の変更の承認申請)

第10条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金交付申請書の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに津奈木町空き家家財道具処分等事業変更承認申請書(様式第4号)

を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により変更の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、津奈木町空き家財道具処分等事業補助金交付決定変更(中止)通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。  
(実績報告)

第11条 交付決定者は、事業が完了したときは、当該事業完了日から30日以内又は当該日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、津奈木町空き家財道具処分等事業実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 家財道具処分等に係る領収書の写し
- (2) 家財道具処分等後の写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、津奈木町空き家財道具処分等事業補助金確定通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の規定による補助金確定の通知を受けた者は、速やかに津奈木町空き家財道具処分等補助金交付請求書(様式第8号)により、町長に補助金を請求しなければならない。

(補助金交付の取消)

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する要件を欠くことが判明したとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適さないと町長が特に認めたとき。

(補助金の返還)

第15条 町長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱に違反し、または不正の手段により補助金の交付を受けたと認めた場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。